
令和3年 9 月 宇美町議会定例会会議録（第4日）

令和3年9月17日（金曜日）

提出された案件は次のとおり

- 日程第1 認定第1号 令和2年度宇美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第2 認定第2号 令和2年度宇美町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第3 認定第3号 令和2年度宇美町上水道事業会計利益の処分及び決算認定について
日程第4 認定第4号 令和2年度宇美町流域関連公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について
日程第5 認定第5号 令和2年度宇美町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第6 報告第3号 令和2年度宇美町健全化判断比率及び資金不足比率について
追加日程第一 議案第37号 令和3年度宇美町一般会計補正予算（第6号）
追加日程第二 発議第6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について
追加日程第三 発議第7号 「STOP！コロナ差別 宇美町宣言」に関する決議の提出について
日程第7 閉会中の所管事務調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 認定第1号 令和2年度宇美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第2 認定第2号 令和2年度宇美町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第3 認定第3号 令和2年度宇美町上水道事業会計利益の処分及び決算認定について
日程第4 認定第4号 令和2年度宇美町流域関連公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について
日程第5 認定第5号 令和2年度宇美町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第6 報告第3号 令和2年度宇美町健全化判断比率及び資金不足比率について
追加日程第一 議案第37号 令和3年度宇美町一般会計補正予算（第6号）
追加日程第二 発議第6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について
追加日程第三 発議第7号 「STOP！コロナ差別 宇美町宣言」に関する決議の提出について

日程第7 閉会中の所管事務調査について

出席議員（13名）

| | |
|-----------|-----------|
| 1番 丸山 康夫 | 2番 平野 龍彦 |
| 3番 安川 繁典 | 4番 藤木 泰 |
| 5番 入江 政行 | 6番 吉原 秀信 |
| 8番 黒川 悟 | 9番 脇田 義政 |
| 10番 小林 征男 | 11番 飛賀 貴夫 |
| 12番 白水 英至 | 13番 南里 正秀 |
| 14番 古賀ひろ子 | |

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 安川 茂伸
書記 太田 美和 書記 中山 直子

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------|-------|---------------|--------|
| 町長 …………… | 木原 忠 | 教育長 …………… | 佐々木壮一朗 |
| 総務課長 …………… | 佐伯 剛美 | 危機管理課長 …………… | 藤木 義和 |
| 財政課長 …………… | 中西 敏光 | まちづくり課長 …………… | 原田 和幸 |
| 税務課長 …………… | 松田 博幸 | 会計課長 …………… | 瓦田 浩一 |
| 住民課長 …………… | 八島 勝行 | 健康福祉課長 …………… | 尾上 靖子 |
| 環境農林課長 …………… | 工藤 正人 | 管財課長 …………… | 矢野 量久 |
| 都市整備課長 …………… | 安川 忠行 | 上下水道課長 …………… | 藤井 則昭 |
| 学校教育課長 …………… | 川畑 廣典 | 社会教育課長 …………… | 飯西 美咲 |
| こどもみらい課長 …………… | 太田 一男 | | |

10時00分開議

○議会事務局長（安川茂伸君） 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

お手元に、本日の議事日程第4号と決算審査特別委員会審査報告書をお配りしておりますので、御確認を願います。

○議長（古賀ひろ子君） 改めまして、おはようございます。本日の会議を開きます。

お諮りします。本日まで、予算案1件、発議2件を受理していますので、追加議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

以上3件を追加議題とすることに決定いたしました。

なお、本日の議事日程に上げています。よろしくお願ひします。

日程第1．認定第1号

日程第2．認定第2号

日程第3．認定第3号

日程第4．認定第4号

日程第5．認定第5号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第1、認定第1号 令和2年度宇美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてから、日程第5、認定第5号 令和2年度宇美町一般会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題といたします。

会議規則第41条第1項の規定により、本案について、委員長の報告を求めます。

飛賀決算審査特別委員会委員長。

○決算審査特別委員会委員長（飛賀貴夫君） おはようございます。

宇美町議会議長古賀ひろ子殿。決算審査特別委員会委員長飛賀貴夫。決算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託の審査事件について、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

委員会開催日、令和3年9月10日、13日、14日。

事件の名称、認定第1号 令和2年度宇美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

令和2年度宇美町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算については、予算現額4億5,844万8,000円に対し、歳入総額4億5,789万1,855円、歳出総額4億3,703万9,951円で、2,085万1,904円の黒字決算です。

歳入は、1款後期高齢者医療保険料、3款繰入金、4款繰越金が主なもので、1款後期高齢者医療保険料については、収納率向上と保険料軽減制度の見直し等により、前年度より増額となっています。

歳出は、1款総務費、2款後期高齢者医療広域連合納付金が主なもので、2款後期高齢者医療

広域連合納付金については、保険料収入の増額に伴う保険料負担金の増などにより、前年度より増額となっています。

審査では、医療費適正化への取組、地域支援事業費に係る補助金の活用などについて質疑がありました。

採決の結果は、認定とするものと決したことを報告します。

事件の名称、認定第2号 令和2年度宇美町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。令和2年度宇美町国民健康保険特別会計の歳入歳出決算については、予算現額4億413万8,000円に対し、歳入総額38億5,818万8,092円、歳出総額38億5,249万4,198円で、569万3,894円の黒字決算です。

歳入は、1款国民健康保険税、4款県支出金が主なもので、1款国民健康保険税については、平成28年度以来4年ぶりに改定された保険税率等の影響により、前年度の決算額より増額となっています。

歳出は、2款保険給付費、3款国民健康保険事業費納付金が主なもので、2款保険給付費については、被保険者数の減少やコロナ禍による受診控えにより、前年度より減額となっています。また、11款基金積立金は、令和2年度決算が黒字となる見通しにより皆増となっています。

審査では、国民健康保険財政調整積立基金積立金による保険税への影響、保険税の滞納状況及び収納対策、徴収猶予及び減免申請の状況、県補助金特別交付金保険者努力支援分の事業内容及び交付金増額への取組、ジェネリック医薬品の取組、健康づくりの取組などについて質疑がありました。

採決の結果は、認定とするものと決したことを報告します。

事件の名称、認定第3号 令和2年度宇美町上水道事業会計利益の処分及び決算認定について。令和2年度宇美町上水道事業会計の決算については、収益的収入では、予算現額8億3,460万3,000円に対し、収入総額8億4,980万9,517円で、収益的支出では、予算現額7億1,966万8,000円に対し、支出総額7億73万5,274円です。

資本的収入では、予算現額2,151万円に対し、収入総額1,796万1,000円で、資本的支出では、予算現額5億5,522万3,000円に対し、支出総額3億5,509万2,286円です。

また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億3,713万1,286円は、損益勘定留保資金などで補填されています。

令和2年度純利益は1億2,885万813円となり、これに前年度繰越利益剰余金9,053万1,318円と、その他未処分利益剰余金変動額1億1,000万円を加えた3億2,938万2,131円の未処分利益剰余金が生じています。この未処分利益剰余金については、建設改良

積立金への積立て等を行い、残高を繰越利益剰余金として翌年度に繰り越される計画となっています。

審査では、受水費の増加の要因、融通水量・自己水源率・水道料金の動向、水道企業団との供給水量の協議、改良工事の落札率高止まりの要因、三郡山系岩盤地下水「河原のしずく」の販売促進、収納対策の方針、有収率が低い要因などについて質疑がありました。

採決の結果は、認定とするものと決したことを報告します。

事件の名称、認定第4号 令和2年度宇美町流域関連公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について。

令和2年度宇美町流域関連公共下水道事業会計の決算については、収益的収入では、予算現額9億9,008万6,000円に対し、収入総額10億3,451万4,077円で、収益的支出では、予算現額8億8,617万9,000円に対し、支出総額8億7,505万3,171円です。

資本的収入では、予算現額4億5,703万5,000円に対し、収入総額4億3,960万9,400円で、資本的支出では、予算現額8億707万4,000円に対し、支出総額7億6,959万7,873円です。

また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億2,998万8,473円は、損益勘定留保資金などで補填されています。

令和2年度純利益は1億5,891万7,046円となり、これに前年度繰越利益剰余金1,823万3,445円を加えた1億7,715万491円の未処分利益剰余金が生じています。この未処分利益剰余金については、建設改良積立金への積立て等を行い、残高を繰越利益剰余金として翌年度に繰り越される計画となっています。

審査では、企業債償還金に対する交付税措置額及び一般会計繰入金との関係について、下水道築造工事の国庫補助、収納対策の方針、企業債償還残高の推移などについて質疑がありました。

採決の結果は、認定とするものと決したことを報告します。

事件の名称、認定第5号 令和2年度宇美町一般会計歳入歳出決算認定について。

令和2年度一般会計の歳入歳出決算については、予算現額183億4,867万7,000円に対し、歳入総額180億5,448万2,088円、歳出総額174億9,798万9,068円で、歳入歳出差引過不足額から翌年へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は4億5,578万1,020円の黒字決算です。

歳入は、金額が大きい順に、13款国庫支出金、1款町税、9款地方交付税となっており、13款国庫支出金については、特別定額給付金給付事業費補助金、地方創生臨時交付金、児童手当給付費負担金が主なものです。

1款町税については、法人町民税の収入額が減少したものの、総額は前年度より0.5%増加

しており、現年度分の収納率98.68%、滞納繰越分を加えると94.89%となり、前年度に比べ微増となっています。

歳出の主な事業費は、1款議会費は議員報酬などです。

2款総務費は、特別定額給付金給付事業費、財政調整基金費、ふるさと宇美町応援寄附事業費、庁舎維持管理費、庁舎建設等基金費などです。

3款民生費は、児童手当関係経費、特定教育・保育施設運営経費、障害者自立支援給付事業費、後期高齢者医療関係経費、介護保険関係経費などです。

4款衛生費は、ごみ処理事業費、リサイクルセンター管理費、予防接種事業費などです。

5款労働費は、働く婦人の家運営経費です。

6款農林水産業費は、農業基盤保全事業費、森林機能保全事業費などです。

7款商工費は、商工業活性化事業費などです。

8款土木費は、流域関連公共下水道事業会計繰出金、公園管理・整備事業費、道路橋りょう維持管理費、町営住宅建設事業費などです。

9款消防費は、粕屋南部消防組合管理費、防災対策事業費、消防団活動支援事業費などです。

10款教育費は、学校管理関係経費、桜原小学校施設整備費、施設等利用給付費、学校給食管理費、宇美中学校施設整備費などです。

11款災害復旧費は、(現年)農林業施設単独災害復旧費、(現年)公共土木施設等災害復旧費です。

基金については、令和2年度末現在高は、前年度より1億1,701万2,882円増の22億6,691万4,718円で、金額が大きい順に、宇美町財政調整基金、宇美町庁舎建設等基金となっています。

審査では、2款総務費1項総務管理費では、ふるさと宇美町応援寄附事業の町内事業者・生産者返礼品の開発及び広報活動、コミュニティ助成事業補助金の活用、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業の効果について、2項徴税费では、ファイナンシャルプランニング業務委託事業の効果について、3款民生費では、保育所等利用者支援事業の相談内容とその対応、病児保育事業の広域利用について、4款衛生費では、ごみ処理事業費及びリサイクルセンター管理費の増額の要因、地域における運動習慣定着促進事業で実施したスロージョギング教室の成果、予防接種事業の交付税措置及び接種率について、5款労働費では、働く婦人の家「し〜ず・うみ」の運営状況、6款農林水産業費では、ため池ハザードマップの対象範囲、有害鳥獣・林道等巡回管理事業の有害鳥獣対策について、9款消防費では、ブロック塀等撤去費補助金の活用について、10款教育費では、校内通信ネットワーク整備事業で整備した環境を使用したウェブ授業の取組について、総括質疑では、コロナ禍において基金を取り崩して行った支援事業につ

いて、ふるさと宇美町応援寄附金の使途などについて質疑がありました。

採決の結果は、認定とするものと決したことを報告します。

以上、決算審査特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 報告が終わりましたので、委員長報告の審査経過と結果に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

飛賀委員長、議席に戻ってください。

念のため申し上げます。これから行う討論及び採決は、それぞれの議案ごとに行います。

では、認定第1号 令和2年度宇美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、認定第1号 令和2年度宇美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第2号 令和2年度宇美町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、認定第2号 令和2年度宇美町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第3号 令和2年度宇美町上水道事業会計利益の処分及び決算認定について討論を

行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、認定第3号 令和2年度宇美町上水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第4号 令和2年度宇美町流域関連公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、認定第4号 令和2年度宇美町流域関連公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第5号 令和2年度宇美町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。13番、南里議員。

○13番（南里正秀君） 私は本案に賛成の立場から討論させていただきます。

令和2年度一般会計決算額は、歳入総額180億5,448万円、歳出総額174億9,798万円、翌年度への繰越財源を除いた実質収支は4億5,578万円の黒字となっています。

この令和2年度決算で特筆すべきは、新型コロナウイルス感染症対策にも万全を期して臨まれた一方で、財政調整基金は令和2年度末で15億円を超え、標準財政規模の20%を達成したことだと思います。

財政改革推進プランを策定され、平成29年度から令和2年度までの4年間で事務事業の見直しや人件費の抑制など、身を削る改革を断行されてきた結果だと高く評価いたします。

ただし、15億円の基金では、大規模災害等が起きた場合、決して安心できる金額ではないと思っています。

風水害もちろんですが、宇美断層が走る当町は、福岡西方沖地震のような大地震も想定しておかなければなりません。

町民の命を守るため、いざというときに財政出動できる体制を確保しておくためにも、今後も基金の積み増しができるよう財政健全化に努めていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応にもしっかり取り組んでいただきました。交付金を有効に活用し、一定の成果があったと評価いたしますが、まだまだ引き続き予断を許さない状況が続きますので、今後とも気を引き締めて取り組んでいただきたいと思います。

今年、令和3年は、ワクチン接種という大変な事業に直面していますが、職員の並々ならぬ努力に頭が下がる思いです。

私のかかりつけのお医者さんも、宇美町の職員の対応は丁寧で素早く、こちらも気持ちよく対応できていると話されていたことを紹介しておきます。

ふるさと応援寄附事業も順調で、寄附金額も著しい増加が見られました。寄附額の増加そのものも町にとって大変重要な要素ですが、私は、担当課長が決算審査特別委員会で述べられたように、ふるさと納税の本来の趣旨は、地方で生まれ育った人が都会へ出ていき、生まれ育った地方に恩返しできる制度です。ふるさとを応援してあげようとしていただく方々との絆ができたことがかけがえのない財産であると信じています。

その一助とまでは言えませんが、関東地区町人会が開催できなかったことは残念です。早く再開して、ふるさと宇美町を応援していただける方の掘り起こしができたらと思います。このことが直接統計には表れませんが、町の支援者になっていただけるいわゆる関係人口の増加につながるのではないかと思います。

「まちづくり幻想地域再生はなぜこれほど失敗するのか」という本の中で、地方創生政策で必要のない予算獲得に各地が明け暮れていた中、適切な決断をしていた自治体として宇美町の取組を評価する文章があります。町の職員一人一人が町にとって本当にメリットがあるのかを適切に判断し、政策が進められていることに、町民の一人として感謝したいと思います。

今後とも、議会としっかり連携しながら、自信を持って町政を進められることを期待して、私の賛成討論といたします。

○議長（古賀ひろ子君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） これで討論を終わります。

これから、認定第5号 令和2年度宇美町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定されました。

日程第6. 報告第3号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第6、報告第3号 令和2年度宇美町健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を行います。

報告を求めます。

中西財政課長。

○財政課長（中西敏光君） 失礼いたします。

それでは、御報告させていただきます。

報告第3号 令和2年度宇美町健全化判断比率及び資金不足比率についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和2年度宇美町健全化判断比率及び資金不足比率を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会に報告するものです。

ページをめくっていただきまして、1ページが健全化比率の報告書になっています。2ページが資金不足比率についての報告書、3ページ、次の4ページが監査委員からの一般会計の審査意見書、5ページが公営企業会計の審査意見書となっております。6ページ以降に健全化判断比率等資料を添付しています。まず、こちらのほうから説明をさせていただきたいと思いますので、次の7ページをお願いいたします。

上段にあります地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要を御覧ください。健全化判断比率は、地方公共団体の財政の健全性を示す指標として、上段の図表の左下になりますが、ページでいいますと中ほどの左側になりますが、縦列で実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、そして公営企業の経営の健全性を示す指標として資金不足比率があり、毎年この財政指標の算定と公表が義務づけられております。また、判断比率のいずれかが早期健全化基準以上となった場合には財政健全化計画を、財政再生基準以上となった場合には財政再生計画を、また、公営企業が経営健全化基準を超えた場合には経営健全化計画の策定が義務づけら

れるものでございます。

7ページ中段下の表は、どの比率にどこまでの会計等が対象になるかを表したものとなっております。

次の8ページをお願いいたします。健全化判断比率等の算出式ということで、ここに各比率の算定式を掲載しています。簡単に説明させていただきますと、まず1つ目の実質赤字比率は、普通会計における実質赤字の標準財政規模の額に対する比率で、宇美町では一般会計を対象とするものです。

国保などの保険等事業会計の公営事業会計における実質赤字の標準財政規模の額に対する比率となっております。

次の実質公債費比率は、一般会計、公営事業会計に一部事務組合、広域連合を対象に、一般会計が負担する実質的な公債費の標準財政規模の額に対する比率で、過去3か年の平均値で算出されます。

次の将来負担比率は、地方公共団体が設立しました一定の法人の負債の額等を含めて、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模の額に対する比率となっております。

その下の資金不足比率は、公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率となっております。

次の9ページ以降につきましては、1年前になりますけれども、令和元年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要（確報）を添付しております。令和元年度決算に基づく健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体は1団体ということでございました。この団体につきましては、財政再生基準も超えている団体になります。この概要が10ページ、11ページまで続いておりまして、最後の12ページには、糟屋地区1市7町の令和元年度決算に基づく比率の一覧表を添付しております。後ほど御参照いただきたいと思います。

それでは、令和2年度の健全化判断比率の報告をさせていただきます。戻っていただきまして、1ページが報告書となっておりますが、説明につきましては、4ページの監査委員の審査意見書によりまして報告をさせていただきます。

中段の表を御覧ください。上段の実質赤字比率は、一般会計の実質収支が赤字の場合のみ比率が表示されるもので、先ほど認定していただきました令和2年度一般会計決算において、実質収支4億5,578万1,020円で、6.12%の黒字となっておりますので、比率は表示されていません。なお、早期健全化基準は13.91%となっております。

次の連結実質赤字比率は、宇美町では一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、上水道事業会計及び流域関連公共下水道事業会計を連結の対象として実質収支の比率を算定するものです。令和2年度全会計の決算では13.34%の黒字となりましたので、比率は表示されていません。なお、早期健全化基準は18.91%となっております。

次の実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金等の公債費などの標準財政規模を基本とした額に対する比率を表すものですが、一般会計、国保会計、後期高齢者医療会計、上下水道会計のほか、加入している一部事務組合等の元利償還金相当額を含めての負担率を算出しています。令和2年度の実質公債費比率は7.7%となっており、早期健全化基準25%を下回っています。

次の将来負担比率は、一般会計、国保会計、後期高齢者医療会計、上下水道会計のほか、一部事務組合等を対象にして、一般会計における将来の財政負担を示す指標であり、一般会計の地方債残高、上下水道会計の償還金の繰出見込額、退職手当負担見込額等により比率が算出され、令和2年度の将来負担比率は0.6%となっており、早期健全化基準350%を下回っています。

以上のとおり、各比率ともに早期健全化基準を下回っており、財政健全化計画策定の義務は発生をいたしておりません。

続きまして、令和2年度の資金不足比率について御報告いたします。

2ページが報告書となっておりますが、こちらもすいません、5ページの監査委員の審査意見書によりまして報告をさせていただきます。

資金不足比率は、公営企業の資金不足額を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものであり、資金の不足額は、流動負債の額から流動資産等の額を控除することなどを基本としており、欠損金とは異なるものでございます。

中段の表を御覧ください。令和2年度上水道事業会計決算、その下、流域関連公共下水道事業会計決算は、ともに資金不足比率は表示されておられません。

以上により、両会計ともに経営健全化基準20%を下回っていますので、経営健全化計画策定の義務は発生をいたしておりません。

以上、宇美町におきまして、財政健全化計画及び経営健全化計画策定の義務は発生していないということで、簡単ではございますが、報告を終わらせていただきます。

○議長（古賀ひろ子君） 報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

報告第3号 令和2年度宇美町健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を終結します。

追加日程第一 議案第37号

○議長（古賀ひろ子君） 追加日程第一、議案第37号 令和3年度宇美町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中西財政課長。

○財政課長（中西敏光君） 失礼いたします。

説明に入ります前に、今回の追加補正予算案につきましては、令和3年度宇美町一般会計補正予算（第2号）で議決いただきましたキャッシュレス決済推進事業におきまして、緊急に補正予算を提出する必要性が生じたので、大変申し訳ありませんが、追加提案とさせていただくものです。

それでは、議案第37号 令和3年度宇美町一般会計補正予算（第6号）の説明をさせていただきます。

予算書1ページをお開き願います。

令和3年度宇美町一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出それぞれ3,771万9,000円を追加し、予算総額を131億659万円とするものです。

歳出から説明させていただきますが、令和3年9月議会議案資料綴の一般会計補正予算（第6号）事業一覧表を配付しております。補正予算の事業内容を記載しておりますので御参照ください。

それでは、予算書16、17ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費19目緊急経済対策費、キャッシュレス決済推進事業費は、9月1日から30日までのポイント還元キャンペーンを開始したところ、利用件数が当初の見込みより大幅に増加し、予算が不足するおそれがあるため、3,771万9,000円を増額するものです。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。12、13ページをお開き願います。

14款国庫支出金2項国庫補助金2目総務費国庫補助金、地方創生臨時交付金は、歳出で御説明いたしましたキャッシュレス決済推進事業費に係る経費の同額3,771万9,000円を増額するものです。

以上で説明を終わります。御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（古賀ひろ子君） 報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） ありがとうございます。まずお聞きしたいのが、現時点での利用状況です。

キャッシュレス決済ペイペイというのは、一日単位で利用状況がつぶさに分かるというのがあると思います。現時点での利用状況をまずお聞きしたいなと思っています。よろしくお願います。

○議長（古賀ひろ子君） 原田まちづくり課長。

○まちづくり課長（原田和幸君） それでは、まちづくり課から回答をさせていただきます。

おっしゃられますように、一日ごとの売上げというか、ポイント還元ベースで知ることができ
ますので、その数字を報告をさせていただきます。

9月1日からこのキャンペーン実施させていただいておりますが、もう初日から大変好調でござ
いまして、1日、この日は水曜日でございましたけれども、一日でポイント還元になる分が町
内で110万円というふうになっています。

それ以降、平日、土日で若干違いますけれども、1日から15日まで、15日間合計で
2,382万円、2,382万円でございます。これをもう一日で平均で見ますと158万
8,000円という金額になります。

ただ、平日と土日では大きく異なりまして、この間、平日11日ございましたけれども、
11日で1,501万円、一日平均では136万5,000円、土日に限っていえば88万
1,000円、4日間ございましたので220万3,000円ということで、土日になるとかなり
急激に上がるということでございます。

あわせて、1日からずっとスタートしましたけれども、日を追うごとに非常に利用が増えてき
ておりまして、今週の日曜日、12日の日曜日では一日で241万円というような数字になって
いるところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） あともう一点お聞きしたいのが、加盟店の推移というのが非常に気になり
ます。最初、導入する前は290件だったかな、そのぐらいの加盟店があったと。で、この事業
をやるに当たって加盟店の募集とかが行われて30件ですか、たしかそのぐらいが新たに加われ
たと。それでスタートしたと思えますけれども、現時点で加盟店が増えたとかそういった情報と
いうのは入っていますか。お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○まちづくり課長（原田和幸君） このキャッシュレス決済事業については、4月の臨時会で予算
を頂戴いたしまして、5月からこの手続をスタートし、実際は6月に事業者のほうと契約をいた
しまして、それ以降、事業者のほうで町内の各店舗を回っていただいて販路拡大につなげていた
だいたところでございます。そうした中で、今、議員おっしゃられましたように、当初は町内で
290店舗余りだったのが今現在は320を超える数に至っております。

ただし、今回のキャンペーン事業に関しては、全ての事業者が対象ではないということで、例
えば、公共サービスであったりとか、調剤薬局であったりとか、こういった類いについては対象
外とさせていただいているところでございます。

また、9月以降、キャンペーンが始まってから後も新たに登録をしたいというところで手を挙

げてくださった業者の方も数多くいらっしゃいます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 私もキャッシュレス決済の推進というのは非常に興味を持っていると同時に、これは絶対に早めにやるべきだということで感じておりました。当初は果たして3,700万、この予算を使い切るのかなというのも心配しておったわけなんですけれども、報告のとおり非常に好調で、もう予算が足りなくなると。それに対してのまた3,771万9,000円の補正、これは本当にありがたいなど。この導入をしていただいて、また宇美町の経済が活性化に向かっていく、これが手に取るように分かるということで、非常に本当にありがたいし、これをぜひとも推進していかなくちゃいけないなと思っています。

ただ、1点ですね、1点だけ気になるのが、ここをどこで使っているかというのがやはり大変気になる場所であるんじゃないかなと。宇美町以外の方々もこのペイペイを利用して宇美町でお金を使えるということで。ただ、この間ちらっと言われました、7割コンビニと。その他、大型スーパーで結構使われているんじゃないかなと。やはり、一番使ってほしい町内の小売店であったり、あるいは町内の飲食店、こういったところの利用率がどのくらいで推移しているのか。これ一番本当は使っていただきたいところなんですけれども、その辺がちょっとお聞きしたいなと思っています。いかがですか。分かりますか。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○まちづくり課長（原田和幸君） 個別のお店ごとというデータは頂くことができませんので、あくまでも業種ごとということになるかと思えます。

今、議員がおっしゃられましたように、決済回数で一番多いのはコンビニです。約7割がコンビニで利用をされているということでございます。あわせて、ポイント還元額、還元額に関しましては約3割がコンビニで使われているという状況となっております。そのほか、還元額で多いのはドラッグストアであったり、食品スーパー、また、ホームセンター、衣料店ということで、一部飲食店等も含まれておりますが、率としては非常に少ないということでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 今回はこの補正予算をぜひ通していただいて、今回は私、第2の矢と考えています。第1の矢がやはり地域振興券ですね。これが第1の矢。そして、第2の矢がペイペイ導入と。そして、今後非常に気になるのが、今、緊急事態宣言ですけれども、感染者の数が下がってきています。うまくいけば今月末の緊急事態解除ということにもつながるんじゃないかなと思っていますけれども、そうした中で解除になると、これまで給付金というのが各飲食店等出していました。その給付金で何とか食いつなぎながらというところがあったと思います。ただし、

その給付金が出なくなったとき、緊急事態宣言が解除されて、まん延防止がどうなるかというところもあるんでしょうけれども、そういった給付金が解除になってしまう。そうなったときにすぐにやはり客足が戻るというのは期待できないんじゃないかなと。そうすると、給付金に頼っていた飲食店さんとかその辺が窮地に陥るんじゃないかなと。そうなったときに、やはり第3の矢というものが必要になってくるんじゃないかなというふうに思っています。

今回全額、3,700万の2回分、7,000と幾らですか、7,400万ぐらいですか、こういったところが全額使い切らなかったとしても、そういった第3の矢に充てるようなことをやることを考えてあるのか。あるいは、一般会計の決算の中でもかなり聞いたところもあるんですけども、財調を取り崩してでもそういったところにつき込むようなことを考えてあるのか。第3の矢についての考え方というものをお聞きしたいなと思っています。いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○まちづくり課長（原田和幸君） まず、このキャッシュレス決済推進事業につきましては、今回4月に議会で承認いただきまして、この事業をするに至ったことについては、このキャッシュレス決済事業の一番の目的は、支払いのときに非常に会計時にスムーズであるということもありますし、あわせて、このコロナ禍にあって、いわゆるキャッシュ、現金を取り扱わないでいいということで、そういった非接触ということで、厚労省のほうも新しい生活様式の中で推奨されているような事業でございます。あわせて、ポイント還元になるということで、非常にこういった消費拡大にもつながるといえることがあるかと思えます。

そのような中で、今後の事業展開ということでございますけれども、このキャッシュレス決済事業、ちょっと予測がつかいませんけれども、今回、交付金の全額をつぎ込んで7,000万規模での事業ということで実施をさせていただくわけですが、これで本当に足りるのか。足りなければ本当に一般財源でも出してでもという思いもございしますが、逆にここに行き届かなかった場合、要はお金が余った場合ということも含めて、今後の対応も考えているところでございます。

その中で、今回は補正予算の提案に至りませんでしたけれども、先日御質問がございました追加できている事業者支援の交付金、当町でいくと2,780万という金額になりますが、こういった金額も含めて、今後、事業者の支援を行ってきたいというふうに思っているところです。

現在、国におきましては月次支援金、また、県のほうでも感染拡大防止の協力金というのが支給されておりますけれども、議員が御心配されているように、なかなか今後の状況次第ではすぐに無事で復活するようなことにはつながらないと思いますので、町は町としてできることをしっかり状況を踏まえながら対応していく必要があるというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第37号 令和3年度宇美町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

本案を原案のとおり採決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

追加日程第二. 発議第6号

○議長（古賀ひろ子君） 追加日程第二、発議第6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

趣旨説明を求めます。

南里議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（南里正秀君） 発議第6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、宇美町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和3年9月2日。宇美町議会議長古賀ひろ子殿。提出者、議会運営委員会委員長南里正秀。

意見書を朗読いたしまして、趣旨説明とさせていただきます。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

記。1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本

方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い、社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来、国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

なお、提出先は2ページのとおりです。

この意見書は、全国町村議会議長会より福岡県町村議会議長会を通じて、当町を含め、県下全ての町村議会議長へ提出の依頼があっているものです。

以上、御審議の上、御賛同いただきますようお願いいたしまして、趣旨説明を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、採決に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

南里委員長、議席に戻ってください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、発議第6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。

したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま可決されました意見書を地方自治法第99条の規定により提出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書を地方自治法第99条の規定により提出することに決定いたしました。

ただいまより11時15分まで休憩に入ります。

11時01分休憩

.....

11時14分再開

○議長（古賀ひろ子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

----- . ----- . -----

追加日程第三 発議第7号

○議長（古賀ひろ子君） 追加日程第三、発議第7号 「STOP! コロナ差別 宇美町宣言」に関する決議の提出についてを議題といたします。

趣旨説明を求めます。

飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 発議第7号 「STOP! コロナ差別 宇美町宣言」に関する決議の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、宇美町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和3年9月14日。宇美町議会議長古賀ひろ子殿。提出者、宇美町議会議員飛賀貴夫。賛成者、宇美町議会議員白水英至、同じく南里正秀、同じく脇田義政、同じく黒川悟、同じく吉原秀信、同じく藤木泰。

提案理由ですが、新型コロナウイルスの感染が拡大する中、この感染症に関連した差別や偏見が問題となっている。ウイルスに対する不安や恐れから感染者や医療・介護従事者をはじめとする、私たちの日々の生活を支えてくれているエッセンシャルワーカーやその家族に対して、そして、ワクチンが始まると、様々な理由からワクチンを接種していない人に対しての差別や偏見、誹謗中傷など、人権を侵害する出来事が起こっている。そのため、宇美町議会としても一刻も早く、新型コロナウイルス感染症に関連した差別を決して許さないと「STOP! コロナ差別 宇美町宣言」を発信し、できる限りの啓発・啓蒙活動に取り組むため、決議するものである。

これが提案理由であります。

次のページの宣言書を朗読しまして、趣旨説明とさせていただきます。

STOP! コロナ差別 宇美町宣言～今こそ、宇美町38,000人の思いやり～。

新型コロナウイルス、国内初の患者などとメディアで報じられたのは、令和2年1月16日のことでした。1年6か月以上を過ぎた現在も、新型コロナウイルス感染症は収束の兆しが見えません。令和3年2月から医療従事者や高齢者をはじめとする新型コロナワクチン接種が始まりましたが、感染の予防に努めていても、この感染症を完全に防ぐことは難しく、誰もが感染者や濃厚接触者になる可能性があります。

一方で、感染された方や医療従事者・エッセンシャルワーカー（人々の生活を支えるために必要不可欠な仕事に従事する方）とその家族、体質や持病等の身体的理由を含め、様々な理由によりワクチンを接種していない方などに対する差別や偏見、誹謗中傷、SNSへの心ない書き込みなどの状況が後を絶ちません。

いかなる場合であっても、人権を侵害し、大切な命、暮らしや仕事を脅かす行為は決して許されるものではありません。今、みんなが不安に包まれやすくなっています。そんなときだからこそ、自分の言葉や行動が差別につながっていないか、誰かのことではなく、自分のこととして考えることが大切です。

宇美町議会は、新型コロナウイルス感染症に関連した差別は決して許さないとの強い決意の下、今後も町民一人一人の人権が尊重され、偏見や差別のない心豊かな優しさあふれるまちづくりを進めることをここに宣言します。

STOP! コロナ差別 宇美町宣言。

1、私たちは、感染者とその家族、ワクチンを接種していない方などへの差別や偏見のない宇美町を目指します。

1、私たちは、医療従事者やエッセンシャルワーカーとその家族への差別や偏見のない宇美町を目指します。

1、私たちは、思い込み、過剰な反応による差別や偏見のない宇美町を目指します。

以上、説明を終わりますが、御賛同いただき、お願いいたしまして、趣旨説明を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

飛賀議員、議席に戻ってください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、発議第7号 「STOP! コロナ差別 宇美町宣言」に関する決議の提出について

を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。

したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 閉会中の所管事務調査について

○議長（古賀ひろ子君） 日程第7、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

会議規則第75条により、各常任委員会からの所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査をすることの申出があっております。

お諮りします。各常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

各常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（古賀ひろ子君） ここで、木原町長から発言の申出があっておりますので、これを許可します。

木原町長。

○町長（木原 忠君） 宇美町9月定例町議会が本日をもって閉会の運びとなりますが、最終日を迎えるに当たり、議長のお許しを頂きましたので、この場をお借りいたしまして、私の進退について、町民の代表であります議員の皆様にご報告をさせていただきたいと存じます。

私は、3期12年の長きにわたり、当町の発展に多大な御尽力をされました安川前宇美町長が御退任の後、平成26年2月に宇美町長に初当選させていただいてから2期8年の歳月が過ぎようとしております。

今の任期が満了となる来年3月を迎えるに当たりまして熟慮を重ねてまいりましたが、次の宇美町長選挙には立候補しないと判断をいたしましたので、ここに謹んで御報告を申し上げます。

また、このような判断に至った経緯等につきまして、町民の皆様のご代表であります議員の皆様にご説明をさせていただきます。

私にとりまして、この宇美町は、生を受けてから成人を迎えるまでを過ごしたふるさとであり、今でも幼少期の楽しい思い出がよみがえってまいります。

しかし、就労してから還暦を迎えようとするまでの約40年間は、仕事の関係などもありまし

て、住居も含め、他地域での生活を過ごしてまいりました。

このような折に、宇美町副町長へのお話を頂き、未知の世界に対する大きな不安もございましたが、一方で、ふるさとで働くことができるという喜びもあり、県教育行政の職を早期退職し、安川町政の下で約2年半、お世話になりました。

こういった流れの中で、政権が替わる移行期に「町長として頑張れ」という激励もあって、町長選挙に立候補させていただきました。

それまでも様々な役職を経験してまいりましたが、それとは比べることができない自治体の長という極めて特異で責任ある職に立候補するからには、任期の4年間はしっかり職務に専念できる環境づくりが絶対に不可欠であると、このように考えておりました。そして、この8年を通して、これが本当に真であることを何度も痛感した次第でございます。

この11年間なり8年間は、家族や親族を含めて、それぞれの健康状態や生活環境的に何ら問題もなく、仕事に専念することができましたが、ここへ来まして私自身を取り巻く環境が大きく変化をし、今後は老老介護のような生活を余儀なくされるような状況になりました。

この一点において、職務に専念するための基盤となる生活環境において現実的にそういう問題があるならば、選挙に手を挙げるべきではないという最終的な判断に至った次第でございます。

振り返れば、行財政改革の推進や地域コミュニティの創設、道路整備の促進、コロナワクチンの接種や感染防止など、様々なコロナ対策、ハピネスを核とした子育て機能の一元化や保育園民営化、放課後児童クラブの増設など、子育て支援体制の充実、特別史跡大野城跡の日本遺産認定、薬草栽培を核とした中山間農業の振興、貴船五丁目地区の上水道事業の拡大、町営住宅の建て替え、公共施設の管理計画の策定、そして、ふるさと納税の拡充、また、町制施行100周年の祝賀等々、活力創出による変化への対応と持続可能なまちづくりを目指しまして全力を注いでまいりましたが、まだ道半ばの取組もたくさんあるわけでございます。

来る来春の選挙で新たなリーダーが誕生することになりますが、新政権には独自の新しい発想で今後の宇美町づくりを進めていただきますことを心から願っている次第でございます。

まだ任期の途中ではありますが、議員の皆様、町民の皆様、そして、絶えず額に汗して働いていただいた職員の皆様をはじめ、様々な形で宇美町の発展に御尽力を頂きました全ての皆様に対しまして、意を尽くしたお礼の言葉も見当たりませんが、本当にお世話になったと、こういう思いでいっぱいでございます。衷心より深く感謝を申し上げます。

あわせまして、残された任期を通して、コロナ感染の予防やワクチン接種などのコロナ対策をはじめ、各種施策や事業の円滑な推進に不退転の覚悟で臨むことをお誓い申し上げまして、御報告とお礼に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（古賀ひろ子君） 以上をもちまして、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

これをもちまして、本9月定例会を閉会することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

したがって、令和3年9月宇美町議会定例会を閉会いたします。

○議会事務局長（安川茂伸君） 起立願います。礼。お疲れさまでした。

11時28分閉会

本会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年11月24日

議 長 古 賀 ひろ子

副 議 長 南 里 正 秀

署名議員 吉 原 秀 信

署名議員 入 江 政 行